

※ 3. 業種の補足（日本標準産業分類 [2013年10月改定版] による）

- ② 建設業
土木工事業、建築工事業、内装工事業、設備工事業（電気工事業、管工事業）
- ③ デザイン業
工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザイン、商業デザイン、服飾デザイン、テキスタイルデザイン、パッケージデザイン
- ④ 土木建築サービス業
建築設計業（設計管理業・建物設計製図業・建設コンサルタント業）、測量業、地質調査業、建築積算業
- ⑤ 機械設計業
機械設計製図業
- ⑦ 自動車整備業
自動車整備修理業、オートバイ整備修理業
- ⑨ 貨物輸送業
道路貨物運送、船舶貨物輸送、航空貨物輸送、港湾荷役、貨物こん包
- ⑩ ソフトウェア業
情報システム開発、ゲーム用ソフトウェア作成
- ⑪ インターネット付随サービス業
ポータルサイト・サーバ運営、ウェブ・コンテンツ提供

※ 7. みなし大企業の定義

- (1) 大企業が単独で発行株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している。
- (2) 大企業が複数で発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している。
- (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- (4) その他大企業が実質的な経営に参画している。